



関東ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和7年11月1日

関東ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、関東ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

【関東ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	血尿、肉眼的血尿、顕微鏡的血尿に対する、N004-2 細胞診(穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの)の算定については、原則、認めない。	血尿の原因で、細胞診が必要な疾患は限られており、尿路上皮癌の確定病名または、疑い病名がなければ、原則、認められない。	適用診療月 令和8年2月診療分
2	精巣セミノーマに対する、AFP の算定については、原則、認める。	精巣セミノーマに対する AFP の算定については、精巣腫瘍に対する精巣腫瘍摘出後の経過観察時に AFP の確認が必要となることから、原則、認める。	適用診療月 令和8年2月診療分

本件に関する問合せ先

関東審査事務センター

混合・歯科審査室眼科・産婦人科審査第1課 谷田部(TEL:03-6849-6286)